

- 寒冷地仕様にする必要があるなど基準額で対応することが適当ではない場合には、特別基準を設定することにより実費加算が可能な場合があるため、必要に応じて厚生労働省と協議する。
- 様々な世帯の入居に対応できるよう、多様なタイプの応急仮設住宅を提供する。

応急仮設住宅の規模及び国庫負担の対象となる費用の限度について

- ア 応急仮設住宅の規模は、1戸当たり29.7㎡(9坪)を基準とする。この場合の「1戸当たり29.7㎡(9坪)を基準とする」とは、応急仮設住宅の1戸当たりの平均面積が29.7㎡(9坪)であればよいということである。従って、世帯人数を無視して一律に同じ規模のものを設置するのではなく、例えば、多人数世帯に対しては、33.0㎡(10坪)の応急仮設住宅を設置し、単身世帯に対しては、19.8㎡(6坪)の応急仮設住宅を設置するなど単身や多人数世帯等の世帯構成に応じて多様なタイプの応急仮設住宅を設けることが望ましい。なお、構造は、1戸建て、長屋建てのいずれでもよい。
- イ 応急仮設住宅の費用は1戸当たり2,366,000円以内(平成20年度基準)である。1戸当たり2,366,000円以内ということは、個々の応急仮設住宅がそれぞれ2,366,000円以内でなければならないということではなく、応急仮設住宅の1戸当たりの平均が2,366,000円以内であればよいということである。
- 限度額の2,366,000円の中には、応急仮設住宅本体の設置にかかる原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費が含まれるものである。従って、都道府県が直営工事を行い、大工、とび職、左官等の建築工事関係者を法第24条の規定による従事命令によって従事させた場合の日当、その他については、実費弁償として支出するものであるが、その実費弁償費とその他の原材料費等の合計額は、応急仮設住宅設置のため支出できる費用の限度額内でなければならない。ただし、設置場所が離島等で、資材を本土等から運ばねばならず、輸送費がかさみ、限度額内で施行することが困難な場合は厚生労働大臣に協議の上当該輸送費を別枠とする途もある。
- ウ 基準告示に定める応急仮設住宅の設置のために支出できる費用の算定に当たって想定されている費用は、次の費用である。

- (ア)酷暑地や極寒地を除く地域における暑さ寒さ対策のため躯体に使用する断熱材の費用
- (イ)特別な仕様を除く便所、風呂及び給湯器（風呂用、台所可もあり）等の整備費用
- (ウ)応急仮設住宅の周辺の屋外及び屋内の給排出等の衛生設備、電気設備及びガス設備（ガス台含む。）等の整備費用
- (エ)段差解消を図るための手すり、スロープ等を一部に設置する費用
- (オ)敷地内の外灯、簡易舗装等の外構整備及び冷暖房機器等の建物に附帯する設備については、応急仮設住宅の附帯設備として認められるので、次により取り扱うこと。
- ① 法による応急仮設住宅の設置のため支出できる費用の額以内で整備できる場合は整備して差し支えない。
 - ② 基準告示に定める応急仮設住宅の設置のため支出できる費用の算定上、常時必要な設備と予定していないので、この費用の額以内で整備できないが、特に必要と認められる場合は、事前に厚生労働大臣に協議すること。
- (カ)建物に附帯しない器具・備品の類は、原則として応急仮設住宅の附帯設備の対象とならない(ガス台、電灯の傘等は附帯設備とされている。)ので、被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与等として取り扱うこと。

資料：「災害救助の運用と実務—平成18年版—」（災害救助実務研究会編）から抜粋、但し救助基準額については平成20年度の基準額に置き換え

福祉仮設住宅について

高齢者等、日常生活上特別な配慮を必要とする者が複数いる場合、次のように老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置し、供与することができる。

ア 福祉仮設住宅の供与の対象となる者

高齢者、障害者等、日常生活上特別な配慮を要する者

イ 福祉仮設住宅設置の留意点

(ア)段差解消のためのスロープ及び手すりの設置等、高齢者、障害者等の安全及び利便に配慮する。

(イ)老人居宅介護等事業等による生活援助員等の支援や入居者の互助を図られ易くするため、生活援助員室や共同利用室を設置できるほか、便所、風呂、調理室等を共同利用を前提とした仕様とすることができる。

(ウ)被災者に提供される部屋数をもって応急仮設住宅の設置戸数とする。従って、共同で利用する便所、風呂、調理室等の設備は勿論、老人居宅介護等事業等により常駐する生活援助員等の部屋も設置戸数としては数えない。なお、生活援助員は、必要に応じて老人居宅介護等事業等により配置するため、本法により配置することは予定していない。

資料：「災害救助の運用と実務—平成18年版—」（災害救助実務研究会編）から抜粋

個別の需要に応じた多様なタイプの住宅の提供について

- ア 個々の身体状況や生活様式、単身や多人数世帯等の世帯構成等、様々な世帯の入居に対応できるよう、多様なタイプの応急仮設住宅を提供すること。
また、災害直後の心理的なケアを考慮し、デザイン、色彩等を工夫することにより、快適な生活環境を造ることも検討すること。
- イ 多くの応急仮設住宅を設置する場合は、安全性及び迅速性が要求されるため、同一敷地内に同一規格のものを機械的に設置しがちであるが、設置後の街並みや地域社会づくりにも配慮し、安全性及び迅速性を損ねない範囲内で、設置位置を工夫し、異なるタイプのものを組み合わせるなどの方法も検討すること。
- ウ 市街地等で十分な建設用地が得られない場合には、省スペース化を図るため、炊事場、トイレ、風呂等を共用するタイプの設置も検討すること。

資料：「大規模災害における応急救助の指針について」（平成9年6月30日 社援保第122号 各都道府県災害救助法主管部（局）長宛 厚生省社会・援護局保護課長通知 改正 平成19年6月1日 社援総発第0601001号）

応急仮設住宅団地の集会所について

応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとなっている。設置に際しては、以下の点に留意する必要がある。

- 1施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は厚生労働省と協議して個別に定めること。
- 概ね一つの敷地内に設置した場合とは、同一敷地内のほか、近接する地域内に設置する場合も含むこと。
- 応急仮設住宅の集会施設は、マンション等の集合住宅の共用施設の如きものと考え、応急仮設住宅の一部として設置できることとしている。

資料：「災害救助の運用と実務—平成18年版—」（災害救助実務研究会編）から抜粋

事前対策

■ 応急仮設住宅の供給戸数の算定方法案の検討

- 応急仮設住宅の供給戸数の算定方法案についてあらかじめ検討し、方針等を作成しておく。

■ 応急仮設住宅の供給計画の策定体制、計画内容案の検討

- 応急仮設住宅の供給計画の策定体制や計画内容案についてあらかじめ検討し、方針等を作成しておく。

事例・参考情報

[事例] 応急仮設住宅の供給戸数の算出方法（平成7年阪神・淡路大震災）

- 兵庫県は、避難所726箇所での被災者ヒアリング調査の結果から、避難者総数は約30万人を1世帯当たり3人として約10万世帯を母数に、1月23日の避難所緊急パトロール隊によるアンケート調査から得られた全壊・半壊7割(A)、自力住宅確保可能1割(B)をそれぞれ乗じて差し引きし（6万世帯）、一時提供住宅で3万世帯を対応、応急仮設住宅の必要戸数を3万戸とした。
- しかし、遠隔地等における公営住宅への入居希望は少なく12,000世帯程度にとどまったことや、再度避難所での聞き取り調査を行った結果、最終的に応急仮設住宅の建設戸数を48,300戸とした。

資料：「阪神・淡路大震災の総括・検証に係る調査」（平成16年度、内閣府）から抜粋

[事例] 応急仮設住宅の規模、住戸タイプ（平成7年阪神・淡路大震災）

- 応急仮設住宅の規模
阪神・淡路大震災における応急仮設住宅の1戸当たりの敷地面積は80㎡/戸程度であった。効率の良い用地で60~70㎡/戸程度、効率の悪い用地で100㎡/戸以上が必要であった。
- 応急仮設住宅の住戸タイプ
阪神・淡路大震災で供給された応急仮設住宅の住戸タイプは、2Kタイプ（全地域）が38,992戸、1Kタイプ（神戸市のみ）が6,919戸、高齢者・障害者向け地域型（神戸市、芦屋市、尼崎市、西宮市、宝塚市）が1,885戸、地域型（神戸市のみ）が504戸であった。
 - ・ 2K・・・従来からのタイプで、8坪の標準型がほとんどである。
ユニットバスで、便所は水洗。6畳と4.5畳の和室と台所。
 - ・ 1K・・・単身者用で、台所と6畳の和室。
 - ・ 高齢者・障害者向け地域型・・・浴室、台所、便所は共用、廊下をはさんで居室が並ぶ形式。バリアフリー、緊急ブザーの設置、障害者仕様の便所等。
 - ・ 地域型・・・2階建で6畳又は4.5畳の1部屋、便所、浴室、台所は共用。

資料：「南関東地域直下の地震に対する復興準備計画の策定に関する調査報告書」（平成11年3月、国土庁防災局）から抜粋

第2章 応急仮設住宅の供給

本章では、応急仮設住宅の供給として、応急仮設住宅の建設及び一時提供住宅の供給からそれらの管理について記載する。

1 一時提供住宅の供給

趣旨

公共賃貸住宅の空家を一時提供住宅として措置するとともに、民間賃貸住宅の借り上げを行う。

実施内容

1.1 公営住宅等の一時使用

- 都道府県は、公営住宅の一時入居について、国土交通省と協議する。
- 都道府県は、必要に応じて、公営住宅等の空家リストをもとに、他府県、公社・公団の公営住宅等の一時使用を要請する。

◆ 実施にあたってのポイント・留意点

- 被災者の一時入居のために公営住宅を供する場合は、公営住宅法による目的外使用であるため、国土交通省と協議する必要がある。

1.2 民間賃貸住宅の借上げ

- 都道府県は、民間賃貸住宅の借上基準を作成する。
- 都道府県は、一時提供住宅として利用可能な住宅リスト、民間賃貸住宅の借上基準に基づき住宅を選定し、借上契約を締結し、一時提供住宅を確保する。

◆ 実施にあたってのポイント・留意点

- 応急仮設住宅を民間賃貸住宅の借上げにより設置する場合は、敷金、礼金、家賃が国庫負担の対象となる。

事前対策

■ 民間賃貸住宅の借上基準案の検討

- 民間賃貸住宅を応急仮設住宅として借上げるにあたっての必要条件などについて検討し、選定基準案を作成しておく。

■ 借上げにかかる契約等の事務手続きの効率化の検討

- 民間賃貸住宅の借上げにかかる各種事務手続きを簡素化するなど、事務の効率化を検討しておく。

事例・参考情報

[事例] 一時提供住宅の供給（平成7年阪神・淡路大震災）

- 阪神・淡路大震災では、県営住宅や公社・公団住宅の空家や県外の公営住宅が一時提供住宅として供給された。これに加え、神戸市では市営住宅の提供も行った。また、独自の借上げ方式による一時提供住宅として、兵庫県では国の支援を得て、民間賃貸住宅を災害救助法の仮設住宅として借り上げ、健康面で不安の大きい高齢者や障害者等を中心に供給した。さらに、兵庫県では、震災後まもなく兵庫県商工会議所連合会等を通じて、被災者受入可能な企業社宅や保養所などの情報収集を行い、県内外28企業から433戸の提供の申し出があり、被災地から近い社宅から入居が進んだ。

このほか、民間賃貸住宅の提供の申し出もあったが、内容調査等の余裕がない等の理由から、行政から被災者にはあつ旋しなかった。

資料：「南関東地域直下の地震に対する復興準備計画の策定に関する調査報告書」（平成11年3月、国土庁防災局）から抜粋

[事例] 仮設住宅の代替としての民間アパート借上げ（平成16年台風23号）

- 兵庫県豊岡市は、仮設住宅の代わりとして、43戸の民間アパートを提供した。
- 民間アパートの確保・契約
 - ・ 宅建業界但馬支部に協力を要請して住宅情報を把握した。なお、制度の対象とならない被災者に対しても、相談に乗ってくれるよう要請した。
 - ・ 民間アパートの提供については、光熱費は自己負担となるが、家賃、共益費、敷金・礼金、仲介料、保険などの扱いが問題となった。最終的には、家賃、共益費、仲介料、損害保険料は災害救助法で支出されることとなった。
 - ・ 各家主との契約では、敷金・礼金はなしとした。ただし、退去時の現状復旧費用として2ヶ月分を先に支払うこととなった。家主との契約は、6ヶ月単位。契約時に3ヶ月分、そこから年度末までの分、4月から契約終了までの分の3回の支払いとした。
 - ・ アパートの条件は、応急仮設住宅の29.7㎡を念頭に置いて、家族数に応じて必要な広さを確保した。

- ・ 家賃の目安は、あまり新しくないアパートを想定して、5万円以下とした(概ね築15~20年)。応急仮設住宅の代わりなので、新築に入居するというのは避けた。また、みんなが希望すると戸数を確保できないことから、戸建は除外した。
- ・ 入居期間については、持ち家が被災した人は1年、アパートが被災した人は6か月とした。これは、水害であること、被災者にできるだけ自立してもらおうということで決めた。

○ 被災者への対応

- ・ 11月2日からの相談は全部記録し、併せて、所得調査に関する委任状を提出してもらった。これは、所得証明にも費用がかかるし、住民票を異動しておらず他市区町村から所得証明を入手する必要があるケースなどもあり、その被災者の手間を軽減させようとしたものである。
- ・ 各世帯の希望をできるだけ入れながら宅建業界但馬支部から得た情報をもとに、部屋を借りおさえた。希望の多かったのは自宅に近いところ、児童・生徒がいる家庭では学区が変わらない範囲、というものだった。坂がある、部屋が小さい、ペットが飼えない、町中にしかアパートがないので畑仕事に行けない、などの理由で辞退した人もいる。
- ・ 最初に申し込んだ人と、後になって申し込んだ人とで、入居した部屋のレベルに違いが出てしまった面がある。初期は、アパートが被災して部屋がなかったが、しばらくすると復旧して、後に申し込んだ人が自宅の近くに住めたり、家賃が高くて残っていたアパートに入居できたりした。

資料：「災害復旧・復興施策の手引き(案)」(平成17年3月、内閣府)から抜粋

2 応急仮設住宅の供給

趣旨

建設可能用地の被災状況等の現況調査を実施し、建設用地として確保するとともに、建設資機材・労力を調達し、応急仮設住宅を建設する。建設後においては、応急仮設住宅や集会所等の管理・運営を適切に実施する。

実施内容

2.1 応急仮設住宅の建設用地の確保

2.1.1 建設用地の使用可否に関する調査の実施

- 都道府県、市区町村は、建設可能用地リストを活用し、災害による建設用地の被災状況等、当該用地の使用可否に関する調査を実施する。
 - ・ 調査対象：建設用地可能リストで整理した用地（公有地、国有地、協定締結済み民有地（事前対策として災害時利用に関する協定を締結している用地）、その他民有地（必要に応じて））
 - ・ 調査項目：用地の使用可否に関する調査項目は、災害後における用地の被災状況調査を中心とし、①地盤被害、浸水、崖崩れの状況、②建物被害、③ライフライン施設の被災状況、④道路・交通の被災状況、⑤周辺の被災状況、を基本とし、その他の項目については必要に応じて調査を実施する。

◆ 実施にあたってのポイント・留意点

- 建設可能用地リストに用地の使用可否に関する調査の結果も整理できるようにし、建設用地情報のデータベースとして整備する。
- 応急仮設住宅の供与期間である2年間は連続して使用できる用地である必要がある。

2.1.2 建設用地の選定

- 都道府県は、市区町村と連携を図り、2.1.1の建設用地の使用可否に関する調査の結果を踏まえ、応急仮設住宅を建設する用地を選定する。
- 建設用地の選定にあたっての優先順位は、公有地、国有地、民有地（協定締結済み）を基本とする。民有地については、所有者との間で、災害時における使用条件（借地期間、費用等）を調整した上で選定する。
 - ・ 優先順位：①公有地、②国有地、③民有地（事前対策として災害時利用に関する協定を締結している用地）、④その他民有地（協定締結が前提）
 - ・ 選定条件：①ライフライン施設が使用可能であること又は整備・復旧が比較的容易であること、②道路・交通が確保されていること又は整備・復旧が比較的容易であることもしくは代替移動手段が確保できること、③生活環境の安全性・利便性が確保できること（災害危険箇所の回避、保健衛生、医療、福祉の確保、通学及び就業・生業への配慮）、④他の事業との間で用地利用の調整が図られていること、⑤使用条件が明確であること、を基本とし、その他の項目については必要に応じて条件を設定する。

◆ 実施にあたってのポイント・留意点

- 災害救助法では、応急仮設住宅の建設用地として公有地等を予定していることから、応急仮設住宅設置のために支出できる費用には土地の借料は含まれない。したがって、用地の選定にあたっては、公有地、国有地を基本とし、民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地を選定することとする。なお、国有普通財産については、国有財産法第22条第1項第3号により、地方公共団体が災害時の応急措置の用に供するときは無償貸与を受けることができる。
- 応急仮設住宅の建設用地の選定にあたっては、区画整理事業や再開発事業等の復興事業との調整・連携を十分に図る必要がある。
- 当該用地に応急仮設住宅が建設可能か否かを確認するため、応急仮設住宅の建設関係団体と連携を図る。

2.1.3 建設用地の使用手続き

都道府県は、選定した用地の使用にかかる契約手続きを行う。

◆ 実施にあたってのポイント・留意点

- 公有地、国有地の使用に関する所定の手続きを行う。なお、国有地の使用手続き等については、地方財務局（又は財務部）に照会し、手続きを行う。
- 民有地については、使用条件（使用期間や費用負担等）を十分に協議・調整し、正規の賃貸借契約書を取り交わしておく。
- 応急仮設住宅の撤去時における建設用地等の原状回復の際のトラブルの発生を避けるため、用地の使用にかかる契約手続きにおいて、原状回復に関する取り決めを協議し、定めておくことよい。

2.2 応急仮設住宅の建設資機材・労力の確保

都道府県は、応急仮設住宅の建設関係団体に連絡し、応急仮設住宅の建設資材、住宅設備、建設機械、運搬車両、建設技術者、労働者の確保可能状況を確保する。

◆ 実施にあたってのポイント・留意点

- 災害廃棄物の発生を抑制するため、応急仮設住宅の建設機材、住宅設備の調達段階から、廃棄物となる材料の抑制、材料・設備の再利用及び再使用に十分に配慮する。
- 道路・港湾・空港等の被災状況や復旧状況を踏まえ、輸送ルート・輸送手段を調整する。
- 労働者の待遇等の労働条件、健康管理等の労働環境に、十分に配慮する。

2.3 応急仮設住宅の建設、維持管理

- 都道府県は、応急仮設住宅の建設関係団体に対し、建設業者の斡旋を要請する。
- 都道府県は、応急仮設住宅、付帯設備、集会所の整備に関して、施工業者と契約を締結する。
- 都道府県は、工事監理を行う。必要に応じて、他の地方公共団体に職員派遣を要請するとともに、建築士会等関係団体に協力を要請する。応急仮設住宅等の完成後は検査を行い、引き渡しを受ける。
- 都道府県、市区町村は、応急仮設住宅の維持管理について、施工業者と保守契約を締結する。
- 都道府県、市区町村は、応急仮設住宅の入居者のニーズや苦情の受付窓口を設置し、入居者の要望を施工業者に伝え、修繕を行う。なお、一定規模以上の応急仮設住宅団地の場合は、応急仮設住宅の建設関係団体と連携を図り、必要に応じて管理センターを設置することができる。
- 都道府県、市区町村は、応急仮設住宅宅団地に集会所を設置した場合は、その管理運営を行う。

◆ 実施にあたってのポイント・留意点

- 応急仮設住宅は、原則として、災害発生の日から20日以内に着工しなければならない。しかし、大災害等で現実の問題として20日以内に着工することができない場合も予想されるため、このような場合には事前に厚生労働大臣へ協議して必要最小限度の期間を延長することが認められる。期間延長の協議は、必ず応急仮設住宅の着工期間内（災害発生の日から20日以内）に行わなければならない。期間の再延長の場合についても同様に、現に同意を得ている期間内に行わなければならない。期間延長の協議は、取りあえず電話等で行い、災害が収まった後、原則として当該年度の後半に行われる国庫負担金精算監査において整理をした上で、災害救助費国庫負担金精算交付申請書と合わせて正式に文書をもって行う。